

KITAHAMA⁺

KITAHAMA PLUSは企業にプラスになるリーガル情報を発信して参ります。

Vol. 28

2026 SUMMER

法務Troubleshooting

「うっかり失効」にご注意を。
知っておきたい商標管理のリスク

Relay Column

「応用美術」を巡る最高裁判決
デザインの著作権と
企業が取るべき意匠戦略とは

ビジネスパーソンの休憩時間

休日は劇場へー
お笑いライブを楽しむ

薬師寺 伊央
弁護士

富本 晃司
弁護士

大須賀 滋
弁護士

特集

グローバル競争を生き抜く 「ブランド保護」の新潮流



北浜法律事務所
KITAHAMA PARTNERS

クライアントとともに。



北浜法律事務所
KITAHAMA PARTNERS

クライアントとともに。



大阪事務所

〒541-0041
大阪市中央区北浜1丁目8番16号
大阪証券取引所ビル
TEL: 06-6202-1088 (代表)
FAX: 06-6202-1080



東京事務所

〒100-0005
東京都千代田区丸の内1丁目7番12号
サピアタワー
TEL: 03-5219-5151 (代表)
FAX: 03-5219-5155



福岡事務所

〒812-0018
福岡市博多区住吉1丁目2番25号
キャナルシティ・ビジネスセンタービル4階
TEL: 092-263-9990 (代表)
FAX: 092-263-9991

KITAHAMA PLUS 定期便へのご登録

KITAHAMA PLUSは、弁護士法人 北浜法律事務所がお届けしているフリーマガジンです。
企業にプラスになるリーガル情報をコンセプトに、年4回発行しています。
定期便（新刊の毎号配送）をご希望の方は、ホームページよりご登録ください。※定期便の購読は無料です



FEATURE

特集

グローバル競争を生き抜く 「ブランド保護」の新潮流

企業が情熱を注ぎ、地道に育ててきた「ブランド」。
近年、国内外で巨大資本や世界的一流ブランドから予期せぬ知財侵害を主張される
リスクが急増しています。有事の際、企業の命運を分ける初動対応とは何か。
また、国ごとに異なるリスクを見極め、ビジネスを守り抜くための戦略とは。
知財訴訟から国際法務まで、各分野のエキスパートを擁する
北浜法律事務所の3名の弁護士が、
その最前線について語ります。

弁護士

大須賀 滋

知的財産権 /
IT・テクノロジー・情報通信 /
争訟・紛争解決

弁護士

富本 晃司

国際関係法務 / 知的財産権 /
コーポレート・会社法 / M&A /
争訟・紛争解決 / 不動産

弁護士

薬師寺 伊央

知的財産権 /
コーポレート・会社法 /
事業再生・倒産

KITAHAMA^{PLUS}

Message

企業のグローバル展開が加速する現代において、
「知的財産権」と「ブランドの保護」は、
いまや、企業の命運を握る最重要の経営戦略となっています。
特に国際ビジネスにおいては、各国の法制度の違いや商標管理のリスクなど、
一筋縄ではいかない高度な舵取りが求められます。

本特集では、海外の巨大ブランドとの知財紛争の
最前線に立つ北浜法律事務所の弁護士が、
グローバル市場で自社の価値を守り抜くための戦略を語り合いました。

単なる法的防衛にとどまらず、企業の競争力を高め持続的成長へと導く、
知財・ブランド戦略の「今」をご紹介します。

北浜法律事務所 代表

渡辺 徹



激化する国際紛争から、 自社の価値やブランドを 守り抜く戦略とは

攻め寄せる外資系企業 市場参入の裏に潜むリスク

富本 北浜法律事務所では、これまで、消費財メーカーをはじめとする様々なクライアントにおける知的財産案件を取り扱ってきました。最近は、国内での侵害訴訟のみにとどまらず、知的財産権を用いた「ブランド保護」という観点で、他の法分野や国際的なビジネスリスクと複合的に関連するような案件を取り扱うことが多くなっています。つまり、自社ブランドの価値をグローバルな競争の中でいかに守り抜くか、という「知的財産権×ブランド保護」の専門性が求められることが増えているということです。このような事案に弁護士が適切に対応するためには、知財法の枠を超えた横断的な知識と戦略が求められます。

薬師寺 私も、特に「知的財産権×不正競争防止法」の案件に着目しています。昨今、国内企業が日本市場で地道

に独自のブランドを育て、製造・販売を展開しているところに、日本市場に参入してきた外資系企業から販売の差止請求を受けるという事案があります。また、逆に、日本企業が海外市場へ積極的に進出する際、現地の競合やグローバルで展開する一流ブランドとの間で摩擦が生じるケースが多発しています。実際に、海外市場で事業を拡大していた日本企業が、欧州を拠点とする世界的な一流ブランドから、海外での販売行為について商標権侵害等を理由に差止めや損害賠償を求められた事案がありました。

有事の命運を分ける 「初動対応」の重要性

大須賀 薬師寺さんがおっしゃった、「日本国内での紛争」というのは、強力な資本力を持つ外資系企業が、不正競争防止法に基づき、日本企業（当方のクライアント）に対して商品形態の模倣

りますから、「各国ごとのリスク評価」という視点は非常に重要ですね。その上で、どのように対応を進めていくのでしょうか。

富本 現地のローカルカウンセラーと密に連携しながらも、我々が司令塔となり、クライアントのビジネスモデルやグローバルな経営戦略を前提とした上で、強力にディレクションを行います。例えば、「A国では勝訴の見込みが高いので徹底抗戦するが、B国ではリスクが高いためパッケージデザインを変更する、あるいは和解を持ち込む」といったように、各国のリスクを相対化し、事業全体へのダメージを最小限に抑えるための高度な戦略立案・交渉が求められます。知財法務と国際紛争対応の双方の実務に精通していなければ、このような適切な舵取りはできません。

100名超の専門家が連携 総合力でクライアントの 「ブランド」を守り抜く

薬師寺 そのとおりですね。その点、北浜法律事務所では、国内の複雑な知財訴訟・保全対応の経験が豊富な弁護士と、クロスボーダー案件や国際法務・危機管理の双方に精通した弁護士が複数が在籍しており、グローバルな「ブランド保護」に関する脅威に対しても、質の高いサービスを提供できると考えています。また、北浜法律事務所では、先ほど挙げた法分野のほかにも、大須賀先生が特に「知見を有する特許紛争のほか、「知的財産権×独占禁止法」、「知的財産権×IT・データ保護」など、それぞれの専門性を持つ弁護士が密に連携

や周知表示の混同惹起などを主張し、製造・販売の差止めを求めて仮処分の申立てを行ってきた事案ですね。万が一、仮処分手続の中で、早期に差止めが認められてしまえば、日本のクライアントのビジネスは即座に停止に追い込まれ、長年築き上げたブランド価値やサプライチェーンに致命的な打撃を受けてしまいます。そのため、限られた時間の中で、相手方の法的主張の法的瑕疵を突き、自社製品の独自性や非類似性を的確に立証する「紛争解決のスピードと粘り強さ」が求められます。各分野を専門として扱う弁護士の知見を結集して対応する必要がある、法律事務所の底力が試される案件だといえます。

富本 北浜法律事務所では、各分野のエキスパートが在籍していますから、まさに総合力を発揮できる分野といえますね。外資系企業の日本市場参入に伴うアグレッシブな権利行使は、今後も増えていくことが予想されます。平時からの知財戦略だけでなく、有事にお

するなどして、より質の高いサービスを提供することができます。では、富本先生、最後に一言お願いします。

富本 北浜法律事務所の大きな特徴としては、縦割りのチーム制を敷いておらず、事務所の規模としても弁護士が100名以上在籍しており、各分野の専門家が揃っているため、総合力を発揮しやすい体制が整っています。私たち北浜法律事務所が、クライアントの皆様が情熱を注いで創り上げた「ブランド」という大切な財産を国内外の様々な脅威から守り抜き、専門性をもってクライアントの皆様のニーズに応じ、真に価値ある業務を提供できるよう、今後も尽力していきたいと思っています。



PROFILE

薬師寺 伊央 弁護士

Io Yakushiji



建築、医療・介護、リース、研究開発など、様々な業態の法律問題や新たなビジネススキームの策定に携わる。さらに、交渉や訴訟といった紛争案件、M&A、ファイナンス、法人破産など、企業法務案件を担当。遺留分侵害額請求、離婚調停などの民事事件や刑事事件も取り扱っている。

PROFILE

富本 晃司 弁護士

Koji Tomimoto



上場企業から中小企業、ベンチャー企業まで、各企業で日々生じる多様な法律問題に関して幅広くサポート。中でも、知的財産に関する紛争、ライセンス等の契約交渉、M&A案件について、豊富な経験を持つ。アジア・欧米の外国企業を当事者とする知財紛争案件についても実績がある。

PROFILE

大須賀 滋 弁護士

Shigeru Osuga



平成30年まで裁判官として、主に知的財産関係の訴訟事務を担当。知財高裁、東京地裁知財部（部総括）での勤務経験を持つ。また、法務省訟務部門でも長年勤務し、当事者としての訴訟戦略についても多数経験。当事務所入所後は、特許庁の審判官研修、産業構造審議会の委員を担当。

ける初動対応の正確さがブランドの命運を分けるといえます。

大須賀 私自身は、知的財産高等裁判所で裁判官として知財事件に関与したこともあり、有事の対応について特に知見を持っています。先ほど、薬師寺さんにご紹介いただいた、仮処分の案件に関しても、申立てられた側の当事者、つまり債務者としては、事案の性質上、慎重な審理が必要であることを最初に裁判所に印象付ける必要があります。そういう意味でも初動対応が非常に重要だという点は、私も同じ意見です。

富本 薬師寺さんがおっしゃった、日本企業が海外市場へ積極的に進出する際については、知的財産権は属地主義、い



法務 Troubleshooting

「うっかり失効」にご注意を。 知っておきたい商標管理のリスク

商標権には 存続期間の定めがあります

会社名や商品・サービス名、あるいはブランドのロゴなどに代表される商標は、会社が事業を営む上で極めて重要な資産です。そして、これらの資産について保護を受けるために、商標登録出願を行い、商標権を得ることもあるでしょう。

もっとも、商標権は、設定の登録の日から10年をもっとその存続期間が終了します（商標法19条1項）。商標権は更新できるため、更新登録申請と更新登録料の納付を10年ごとにきちんと行えば良いのですが、仮にこれらの手続を忘れてしまうと、商標権は期限切れとなってしまいます。商標権の存続期間が満了となった場合、6か月以内であれば割増登録料を支払って更新することができますが、この猶予期間も過ぎてしまうと、再度一から出願を行わなければならないし、なにより、他者が同一の商標について出願を行い、商標権を得ることも可能になってしまいます。

他者に商標権を 取られてしまうとうなる？

商標権が期限切れになり、かつ他者がその商標について商標権を得た場合でも、必ずしもその標章を用いることができなくなるわけではなく、商標法は、他人が商標登録をする前から日本国内においてその商標を使用しており、その商標が「自己の業務に係る商品または役務を表示するものとして需要者の間に広く認識されている（周知性がある）とき」

は、なおその商標を使用する権利を有するとしていまず（第32条第1項、いわゆる先使用の抗弁）。しかしながら、実務上は、特に、周知性があると裁判所に認めてもらうためのハードルが高く、「他人が出願する前から使っていたから大丈夫」というわけではないことに注意が必要です。

特許庁は、存続期間が満了する旨を通知してはくれません。そのため、会社の資産ひいては会社そのものを保護するために、商標権の存続期間についてしっかりと管理できる体制の構築が求められるでしょう。

それでも仮に商標権の期限が切れ、それによって紛争が生じた場合は、まずは速やかにご相談いただければと思います。ご状況に応じて、適切な対応をご提案させていただきます。



PROFILE

大石 純矢 弁護士
Junya Oishi



不正調査、経営権紛争、組織再編、訴訟等から、より日常的な法律相談への対応に至るまで、多様な産業分野に関する企業法務案件を担当。企業法務案件の他にも、自治体からの法律相談、交通事故対応、家事事件、刑事事件など、幅広い分野に携わっている。

Relay Column

「応用美術」を巡る最高裁判決

デザインの著作権と 企業が取るべき意匠戦略とは



PROFILE

山本 大介
アソシエイト / 弁護士
Daisuke Yamamoto



スタートアップ企業法務を柱に、ゼネラルコーポレートやファイナンス、ストックオプション設計、新規ビジネスの適法性確保等に携わる。さらには、生成AIやメタバース、SNSなど、IT関連のリスクマネジメントを得意分野とし、多角的な解決策を提案している。

2026年4月24日に、応用美術の著作物性に関する注目の最高裁判決が出されました。

「応用美術」とは、実用又は産業に供される美的な創作物等をいいます。つまり、鑑賞を目的とする純粋美術とは区別され、骨董品の壺のような美術工芸品や彫刻家具などのように、「実用性と美術性が同居した物品」というイメージです。

著作権法は、美術工芸品についての著作物性を認めています（著作権法2条2項）。一品制作の美術工芸品ではない実用性を有する美術工芸品については明文規定がなく、「美術の著作物」に該当しうるか否かについて、裁判例も見解が分かれています。

そのような中、本判決は、ストック社の子ども用椅子「RIPP TRAPP」の著作物性が争われた事案において、「量産実用品に著作権が例外として認められるのは、機能に由来する構成とは別に、思

想または感情の創作的な表現として把握できる場合とする」という判断基準を最高裁として初めて示しました（なお、結論として、本件の子ども用椅子については、機能に由来する創作性にとどまるとして、著作物性を否定しています）。

この判例は、今後の判断基準を統一させる画期的なものです。一方、ある実用品が「機能に由来する構成とは別に、思想または感情の創作的な表現として把握できる」かどうかの判断が裁判所に委ねられてしまい、著作権が認められるか否かを予測し難いという難点もあるように思われます。

そこで、実用品の製造者としては、著作権によって保護されない場合に備えて意匠登録をしておくことが考えられます。意匠制度の利用は、従前、それほど活発とは言えませんが、本判決は、今後より一層、意匠登録が重要となることをも示唆するものといえるでしょう。

Have a little break

薬師寺 伊央 弁護士の オススメ休日



PROFILE

薬師寺 伊央 弁護士
Io Yakushiji



弊所発祥の地であり、お笑いの本場でもある大阪はもちろん、東京や福岡など、各地に劇場があります。ぜひ一度、生のお笑いならではの空気を体感してみたいかがでしょうか。

休日は劇場へーお笑いライブを楽しむ

私はお笑い鑑賞が好きで、月に一度は劇場へ足を運び、お笑いライブを楽しんでいます。テレビや動画配信サービスも充実している昨今ですが、約60分間、観客の方々と一緒に何も考えずに笑い合う一体感や臨場感は、劇場ならではの魅力です。

ビジネス
パーソン
の
休憩時間